

返戻金について

紹介した候補者が、入社後3ヶ月以内に自己都合退職した場合には（但し、職務成果、株主変更、組織再編、リストラクチャリング、もしくは、同様の雇用変化を除く）、次の2つのうち紹介元企業の選択によりいずれかの対応を行うものとする。

1. 代替候補者の採用コンサルティングを無料にて提供。但し、代替候補者のOTEが元の候補者のOTEよりも高額になる場合、その差額に対しては紹介料が発生するものとする。

2. 下記の期間に応じ、支払われた手数料を甲に返還するものとする。

- ・ 入社日より2ヵ月以内に雇用が終了した場合：50%
- ・ 入社日より3ヵ月以内に雇用が終了した場合：25%

上記いずれの場合においても、照会先企業は元の候補者の退職届受理日から7日以内に紹介元企業に対して書面にて通知するものとする。但し、以下のいずれかの場合には、本条の保証は付与されない。すなわち、支払いの遅延、企業合併・買収時（開示されたか否かを問わない）、企業の売却時、従業員の削減、その他同様の事業上の変更などである。

アクレティブタレントフォーージャパン株式会社